

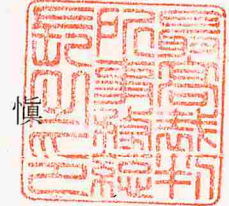
最高裁秘書第3081号

令和2年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

7月30日付け（8月3日受付，第020335号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

どのような事情があれば，職権特例判事補に指名された弁護士任官者が「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとして，判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項に基づき，高等裁判所の判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。